平成２２年（フ）第１５８号
埼玉県所沢市大字上山口1855番地の46
債務者　秋丸　嘉子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第１６７号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘２丁目６番１号
債務者　岡野　功誠
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第１２８号
名古屋市熱田区旗屋２丁目８番13号　フォンティーヌ神宮501号
債務者　加賀あゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３６９号
名古屋市港区甚兵衛通４丁目38番地の１　伸和ハイツ202号
債務者　飯野　悦子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第４２５号
名古屋市名東区亀の井２丁目190番地　ブルッシュフィールド306号
債務者　田嶋優美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第４７４号
名古屋市天白区向が丘２丁目1105番地　グリーンヒル平針　１Ｃ号
債務者　髙木　和美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第５３２号
名古屋市天白区大坪１丁目703－２　キンダーハウゼン201号室、住民票上の住所名古屋市緑区鳴子町２丁目60番地
債務者　犬童　真二
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第５９３号
名古屋市瑞穂区西ノ割町２丁目５番地レオパレス瑞穂202号
債務者　肥田野美恵
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第６１１号
名古屋市千種区今池南９番７号　メイツ春岡901号
債務者　鈴木　貴子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第６２６号
名古屋市港区油屋町４丁目５番地の１
債務者　小島　康弘
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第６３８号
愛知県瀬戸市平町１丁目17番地の２
債務者　田口　智美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第７１２号
名古屋市中川区伏屋４丁目1806番地　ディアス伏屋101号
債務者　奥村　　忍
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第７６８号
名古屋市港区木場町８番地の11　木場東住宅613号
債務者　髙橋亜希砂
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１３号
滋賀県長浜市弥高町288番地、前住所滋賀県長浜市南高田町323番地13
債務者　山脇　公雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２２年（フ）第６３号
岡山県倉敷市中畝７丁目13番６号アールグレイ205
債務者　綱澤　光康
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第１８号
北海道赤平市大町４丁目４番地１
債務者　今野　信勝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係
平成２２年（フ）第１９号
北海道赤平市大町４丁目４番地１
債務者　今野香代子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係